



しゅわ 手輪No.82

<編集・発行>

狭山市手話通訳者派遣事務所

(狭山市駅東口事務所)

令和5年4月 5日発行

狭山市社協キャラクター
こころちゃん

さやまししゅわつうやくしゃはけんじむしょ
～狭山市手話通訳者派遣事務所だより～

令和5年4月1日 狭山市手話言語条例スタート！！

平成18年の国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語に手話を含むことが位置付けられ、また、我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記され、手話に対する理解及び手話の普及が求められています。

ここに、私たちは、手話は言語であるとの認識に基づき、「ともに支え合い、誰もがいきいき安心して暮らせるまち・さやま」を実現するため、この条例を制定します。

基本理念

手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提に、市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

※狭山市手話言語条例（参照）

手話が学べます！

👉 令和5年度狭山市手話講習会受講生募集のお知らせです！

* 手話奉仕員養成講習会 *

狭山市で4月よりスタートする狭山市手話言語条例や、ドラマでも注目を集めている手話。みなさんも楽しく学んでみませんか？

【日 時】 5月24日（水）～令和6年3月6日（水）

（全40回）毎週水曜日 14時～16時 ※祝日、年末年始等を除く

【場 所】 狭山市社会福祉会館 3階 大会議室

【対 象】 市内在住・在勤で全日程参加できる方、手話を学ぶのが初めて、または手話奉仕員養成講習会を受講したことがない方（受講経験者は2回まで）

【定 員】 15名 ※多数は抽選

【費 用】 3,300円（テキスト代）

【申込方法】 電話、FAX、メール可

【確認事項】 氏名（ふりがな）、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、受講理由

【申込締切】 4月28日（金）※必着

* 手話通訳者養成講習会(通訳Ⅰ) *

狭山市で手話通訳者として活動して下さる方を対象にした講習会です。
以前、講習会に参加はしたけど途中で辞めてしまった…。もう一度改めて勉強しなおして、通訳者を目指したい! という方も大歓迎です。

- 【日 時】5月25日(木)～令和6年3月21日(木)
(全40回) 毎週木曜日 10時～12時 ※祝日、お盆、年末年始等を除く
- 【場 所】狭山市社会福祉会館 3階 大会議室
- 【対 象】市内在住・在勤で、狭山市登録手話通訳者を目指す方(※手話経験不問)
- 【定 員】10名 ※5月11日(木)10時から、対面で日本語による面接審査あり
- 【費 用】講習教材については受講者負担
- 【申込方法】申込書(社協HP、社会福祉協議会狭山市駅東口事務所、障がい者福祉課より取得可)を手話通訳者派遣事務所へメール添付、持参、郵送
- 【申込締切】4月28日(金) ※必着

☞ 手話体験講座のお知らせです!

□入管公民館□

- ・日時未定(土曜または平日夜間) 若者向け

□新狭山公民館□

- ・12月14日(木) 午前 大人向け
- ・12月26日(火) 午前 子ども向け

※詳細については各公民館にお問い合わせください。

こちらも

手話を学べる講習会、講座が盛りだくさんです。
ぜひこの機会に手話の勉強を始めてみませんか?

狭山市手話通訳者派遣事務所 (社会福祉協議会狭山市駅東口事務所)

- 〈受付日時〉月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時まで
- 〈派遣日時〉平日、土日、祝日 午前8時～午後9時
- 〈派遣場所〉埼玉県内(県外は相談してください)
- 〈申込方法〉FAX・手紙・電話・メール・来所
- 〈注 意〉原則3日前までに申し込みが必要
(急な場合は事務所と相談してください)

〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11
TEL: 04 (2003) 3742
FAX: 04 (2003) 3746
Email: shuwa@sayama-shakyou.or.jp

狭山市役所障がい者福祉課に、 聴覚障害者相談員がいます。

わからないことや困ったことがある
場合など相談員に連絡してください。
※相談したい方は事前にお問い合わせ
ください。

☆【くらしの相談員】もボランティア
で対応しています。

FAX (障がい者福祉課)

04-2952-0615

専用メールアドレス

sf-soudan@city.sayama.saitama.jp

